

## 0歳から2歳までのお子さんを養育している子育て世帯の方へ 給付金（児童1人あたり1万円）のご案内

**基準日** 令和7年1月1日

**給付額** 児童1人あたり**1万円**（対象児童分を合算して支給します）

- 対象児童**
- ①令和4年4月2日以降に出生し、基準日において、  
笛吹市に住民登録されている児童
  - ②令和4年4月2日以降に出生し、  
令和7年1月2日から令和7年3月31日までの間に  
笛吹市へ**転入**し、住民登録された児童
  - ③令和7年1月2日から令和7年4月1日までの間に  
**出生**し、笛吹市に住民登録された児童

**支給対象者** 上記の対象を養育する方で、基準日（上記②、③の場合は対象児童が住民登録された日）において笛吹市に住民登録されている方

**申請について** 対象児童が①に該当し、笛吹市から児童手当を受給している場合…**申請は不要**です（児童手当の口座へ給付します）

対象児童が①に該当し、笛吹市から児童手当を受給していない（職業が公務員など）場合…**申請が必要**です

対象児童が②または③に該当する方…**申請が必要**です

**申請期間** 令和7年2月3日（月）から令和7年5月30日（金）まで

【申請先】 笛吹市役所子供すこやか部子育て支援課

【受付時間】 平日9時～17時（土日祝日を除く）

【問合せ先】 055-261-1904

**※申請書は、2月上旬頃に対象者宛に送付いたします**  
そのほか、市の窓口やホームページからも入手可能です

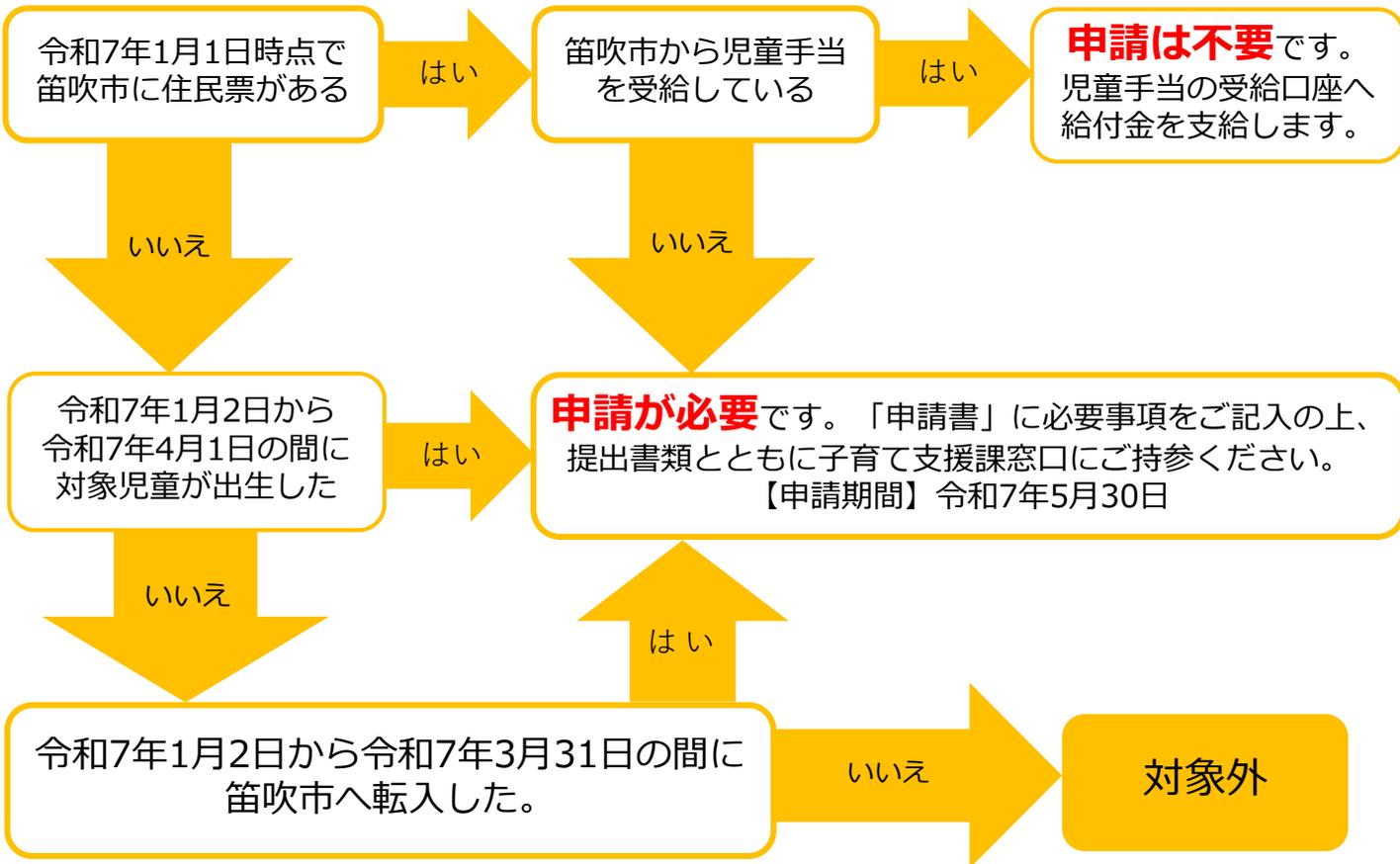
**※申請日の翌月中旬に給付予定です**

裏面もご確認ください。

# 給付対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和4年4月2日から令和7年4月1日までに生まれた児童（対象児童）を養育していることが前提条件です。



## 《注意事項》

※給付金の支給を希望しない場合は、「令和6年度笛吹市物価高騰対策・子育て世帯応援臨時給付金受給拒否の届出書（様式第1号）」を令和7年2月28日までに同封の返信用封筒でご返信ください。

※児童手当の指定口座以外の口座への振込みを希望する場合や、口座解約や名義変更などで給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、「令和6年度笛吹市物価高騰対策・子育て世帯応援臨時給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）」を令和7年2月28日までに同封の返信用封筒でご返信ください。

※申請締切日までに申請がなされない場合、又は口座相違などで、本市から確認を行っても指定口座に令和7年6月30日(月)までに振り込みができない場合には、支給できませんので予めご了承ください。

※給付金を支給後、受給資格がないことなどが確認できた場合には、給付金をご返金いただきますので、予めご了承ください。



給付金の “振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” に  
ご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。